

## 3.2 誘導施設について

### (1) 誘導施設の設定方針

誘導施設は、都市機能誘導区域において、まちの賑わいづくりや居住者の利便性等の観点から検討し、現在、不足している都市機能（施設）や今後も維持が必要な都市機能等を対象に設定するものとなります。

本町においては、都市計画マスタープランにおける中心地ゾーンを都市機能誘導区域に設定しているため、都市計画マスタープランに位置づけている拠点を基本としながら、戦略の核としている「三股町交流拠点施設整備事業」の整備方針を加味し、その他生活に必要な機能も含めて検討します。

### (2) 誘導施設の検討対象の整理

上記の方針を踏まえ、誘導施設として検討する機能等を下記のとおり整理します。

区分	機能・役割	施設	
都市計画マスタープランに位置づけている拠点（中心地ゾーン内）	行政拠点	町役場	
	文化拠点	総合文化施設(文化会館・図書館)	
	交流拠点	ふれあい中央広場	
	交通拠点	JR 三股駅	
	情報発信拠点	産業会館	
	新しい働き方の支援拠点	情報交流センター(コワーキングスペース)	
交流拠点への導入を想定している機能	生涯学習機能	中央公民館	既存施設の機能を一部交流拠点へ移転することで機能強化を図るとともに、新たな機能を付加し、施設整備を行う想定
	子ども子育て支援機能	子育て支援センター	
	健康増進機能	健康管理センター	
生活に必要な施設	医療機能	民間の病院、診療所	
	介護福祉機能	社協、地域包括支援センター、民間事業者	
	商業機能	物産館、スーパー、コンビニ等	
	金融機能	銀行、郵便局、JA 等	
	教育機能	小中学校等	

### (3) 誘導施設の設定

本町における都市機能誘導施設を以下のとおり設定します。

表 3.1 誘導施設の設定

誘導施設	
行政機能	町役場
生涯学習機能	交流拠点施設
子ども・子育て支援機能	
健康増進機能	
医療機能	病院、診療所
商業機能	生鮮三品を扱うスーパー